

○ 香川県警察における犯罪経歴証明書発給事務処理要領の制定について（通達）

（平成 31 年 4 月 12 日付け通達香鑑識第 50 号）

犯罪経歴証明書の発給に関する事務については、「香川県警察における犯罪経歴証明書発給事務処理要領の制定について」（平成 29 年 12 月 21 日付け香鑑識第 181 号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、下記の事由により、別添のとおり「香川県警察における犯罪経歴証明書発給事務処理要領」を制定し、本日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い旧通達は廃止する。

記

1 警察庁通達の発出

旧通達については、警察庁通達である「犯罪経歴証明書発給要綱の制定について（通達）」（平成 21 年 7 月 1 日付け警察庁丙鑑発第 12 号、丙刑企発第 20 号。以下「旧警察庁要綱通達」という。）、「犯罪経歴証明書発給要綱の一部改正について（通達）」（平成 24 年 7 月 3 日付け警察庁丙鑑発第 11 号、丙刑企発第 66 号）及び「犯罪経歴証明書発給要綱の運用について（通達）」（平成 24 年 7 月 3 日付け警察庁丁鑑発第 668 号、丁刑企発第 115 号）に基づき実施していたものであるが、旧警察庁要綱通達の保存期間満了に伴い、「犯罪経歴証明書発給要綱について（通達）」（平成 31 年 3 月 29 日付け警察庁丙鑑発第 22 号）及び「犯罪経歴証明書発給要綱の運用について（通達）」（平成 31 年 3 月 29 日付け警察庁丁鑑発第 491 号）が発出されたことにより、本通達を実施することとした。

2 その他

その他所要の整理を行った。

別添

香川県警察における犯罪経歴証明書発給事務処理要領

第1 目的

この要領は、香川県警察証明取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第1号）及び香川県警察における各種証明の取扱に関する訓令（平成12年香川県警察本部訓令第18号）に定めるもののほか、犯罪経歴証明書（以下「証明書」という。）の発給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 証明書の発給の根拠

証明書の発給は、外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第8号から第10号まで、第12号から第14号まで及び第27号並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第2条第2項の規定に基づく外務省から警察庁に対する協力依頼に応じて行うものとする。

第3 所管課

証明書の発給に関する事務は、鑑識課において処理するものとする。

第4 証明書の発給の申請

- 1 鑑識課長は、現に日本国に居住し、又は日本国に居住したことがある者から証明書の発給の申請を受ける場合には、その者が香川県警察本部に出頭し、別記様式第1号の犯罪経歴証明書発給申請書（以下「申請書」という。）に必要な事項を記載して提出することを求めるものとする。
- 2 日本国に居住する者の証明書の発給の申請は、その者が記録又は登録されている住民基本台帳を備える市町村の区域を管轄する警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）に出頭して行うように教示するものとする。この場合において、香川県警察本部以外の警察本部に出頭する必要がある者が、やむを得ない理由により香川県警察本部に出頭する場合、又はその者が住民基本台帳に記載されていない場合は、申請書に加えて、別記様式第2号の申立書に必要な事項を記載して提出することを求めるものとする。
- 3 外国に居住する者で日本国に現在するものの証明書の発給の申請は、その者が日本国を出国する時までその者が記録若しくは登録されていた住民基本台帳を備える市町村の区域を管轄する警察本部に出頭して行うように教示するものとする。この場合において、香川県警察本部以外の警察本部に出頭する必要がある

る者が、やむを得ない理由により香川県警察本部に出頭する場合、又はその者が住民基本台帳に記載されていない場合は、申請書に加えて、別記様式第2号の申立書に必要な事項を記載して提出することを求めるものとする。

- 4 外国に居住する者で外国に現在するものの証明書の発給の申請は、在外公館に出頭して行うように教示するものとする。

第5 証明書の発給の要件

鑑識課長は、第4の1の申請が行われた場合において、次の1又は2のいずれかに掲げる場合に限り、証明書を発給するものとする。

- 1 警察庁長官及び外務大臣があらかじめ合意した発給事由（以下「発給事由」という。）に該当するとき。
- 2 1に掲げる場合のほか、あらかじめ外務大臣から警察庁長官に対し当該申請に係る証明書の発給について依頼があった場合であって、当該証明書の発給が客観的に必要であり、かつ、当該証明書が得られない場合には申請者が著しい不利益を受けると警察庁長官が認めるとき。

第6 証明書の発給申請の受理

- 1 鑑識課長は、申請を受理する際に、当該申請が第5の1に掲げる場合に該当するか否かを確認するため、提出先の国、地域又は国際機関（以下「提出先機関」という。）が作成した証明書の提出を要求する文書その他当該申請が第5の1に掲げる場合に該当するか否かの確認に資する文書の提示又は提出を申請者に求めるものとする。
- 2 鑑識課長は、当該申請が第5の1に掲げる場合に該当しないと認めるときは、申請者に対しその旨を通知するとともに、申請者は外務大臣に対し、当該申請に係る証明書の発給について警察庁長官に依頼するよう求めることができる旨を教示するものとする。
- 3 鑑識課長は、申請を受理する際に、申請をしようとする者が本人であることを確認するため、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ(1)から(3)までに定める書類のいずれかの提示又は提出を申請者に求めるものとする。この場合において、鑑識課長は、申請書と申請者から提示又は提出を受けた書類の記載事項を照合し、当該申請書の記載事項に誤りのないことを確認するものとする。

ただし、やむを得ない理由により、申請をする際に当該書類の提示又は提出をすることができないと認められる場合は、申請を受理してから証明書を交付する

までの間にその提示又は提出を申請者に求めるものとする。

(1) 日本国に居住する者（(3)に掲げる者を除く。）

旅券（当該申請者が旅券を所持していない場合にあつては、官公庁（外国の官公庁を含む。）から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該申請者の写真をはり付けたものを含む。以下同じ。）及び次に掲げる書類のいずれか

ア 住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれも作成後6月以内のものに限る。）

イ アに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び住民基本台帳に記録された住所の記載があるもの（いずれも有効期限がある場合は、その期限内のものに限る。）

ウ ア又はイに掲げるものの提示又は提出が不可能であるときは、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び居住地の記載があるもの

(2) 外国に居住する者

旅券、当該申請をしようとする者の現住所を確認するに足りる書類及び次に掲げる書類のいずれか

ア (1)アに掲げる書類

イ 戸籍の附票の写し

ウ ア又はイに掲げるものの提示又は提出が不可能であるときは、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該申請者の氏名及び日本国における最終の居住地の記載があるもの

(3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第9条第1項の規定により本邦に入国し在留している者

日米地位協定第9条第3項又は第4項に規定する身分証明書

4 鑑識課長は、3(1)又は(2)により旅券の提示を受けた場合は、その写しを作成するものとする。

- 5 鑑識課長は、申請を受理する際に、申請者が在外公館又は警察庁若しくは香川県警察本部以外の警察本部（以下「在外公館等」という。）において同じ申請理由で申請していないことを確認するものとし、既に在外公館等において同じ申請が受理されている場合には、当該申請に基づく証明書を受領するよう教示し、新たに申請を受理しないものとする。
- 6 鑑識課長は、申請を受理する際に、申請者から香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）別表第12に規定する犯罪経歴証明手数料を徴収するものとする。
- 7 申請を受理した鑑識課長は、申請者に対し、犯罪経歴の調査には一定期間を要する旨を説明し、かつ、あらかじめ証明書を交付する日を指定するものとする。

第7 証明書の発給

- 1 申請を受理した鑑識課長は、「指掌紋取扱規則」（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び「指掌紋取扱細則」（平成9年警察庁訓令第11号）に規定する方法に準じて、申請者の指紋及び氏名その他申請者を識別するために必要な事項（以下「身上事項」という。）を電磁的方法により記録し、又は申請者の指紋を押なつし、及び身上事項を記載した資料を作成して、当該記録又は資料を警察庁刑事局犯罪鑑識官に送信又は送付することによりその犯罪経歴（罰金以上の刑の言渡しを受けた経歴をいう。以下同じ。）を照会するものとする。
- 2 鑑識課長は、1の照会の結果、申請者が犯罪経歴を有しないことを確認した場合には別記様式第3号の証明書を、申請者が犯罪経歴を有することを確認した場合には別記様式第4号の証明書を作成するものとする。
- 3 2の確認において、次の(1)から(7)までのいずれかの場合に該当する申請者は、当該(1)から(7)までに規定する犯罪については犯罪経歴を有しないものとみなす。
 - (1) 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過しているとき。
 - (2) 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過しているとき。
 - (3) 罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで5年を経過しているとき。
 - (4) 恩赦法（昭和22年法律第20号）の規定により大赦若しくは特赦を受け、又は復権を得たとき。

- (5) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 125 条第 1 項に規定する反則行為に該当する行為を行った場合であって、同条第 2 項各号のいずれにも該当しないとき。
- (6) 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 60 条の規定により刑の言渡しを受けなかったものとみなされたとき。
- (7) 刑の言渡しを受けた後に当該刑が廃止されたとき。

第 8 証明書の作成及び交付

- 1 鑑識課長は、第 7 の 2 に掲げる証明書を作成したときは、証明書は提出先機関を明記した封筒に入れて封をし、直接申請者に交付するものとする。ただし、申請者がやむを得ない理由により直接交付を受けることができないときは、当該理由を付記した委任状を提示した当該申請者の代理人にこれを交付するものとする。
- 2 鑑識課長は、証明書を申請者又はその代理人に交付する際に、次の(1)から(3)までの事項を説明するものとする。
 - (1) 証明書は、その提出を求めた国、地域又は国際機関に対して提出することを目的として発給するものであるが、便宜上、申請者又はその代理人に対して交付するものであること。
 - (2) 申請者又はその代理人は、証明書を入れた封筒を開いてはならないこと。
 - (3) 申請者又はその代理人は、提出先機関に対し証明書の提出を行わなかった場合は、当該証明書を入れた封筒を開くことなく、速やかにこれを鑑識課長に返却しなければならないこと。
- 3 鑑識課長は、申請者から証明書の期限切れ、破損、紛失等の理由により、再発給の依頼があった場合は、当該申請者に別記様式第 5 号の再発給依頼書に必要な事項を記載して提出することを求めるものとする。この場合において、発給する証明書は、先に発給した証明書と同じ内容の証明書とし、証明書の証明年月日を更新する必要があるときは、再度申請の手続きを行わせるものとする。
- 4 鑑識課長は、証明書を申請者又はその代理人に交付する際に、その写しを作成するものとする。

第 9 その他

- 1 鑑識課長は、別記様式第 6 号の犯罪経歴証明書発給処理簿を備え付け、証明書の発給の状況を明らかにしておくものとする。

- 2 鑑識課長は、証明書の発給事務に関して作成し、又は取得した文書については、犯罪経歴証明書発給処理簿は5年間、次の(1)から(4)までに掲げる文書は1年間保存し、これら以外の文書は申請者又はその代理人に対し証明書を交付した後、速やかに廃棄するものとする。
- (1) 申請書（申立書及び再発給依頼書を含む。）
 - (2) 証明書の発給事由に該当すると確認した文書
 - (3) 旅券の写し
 - (4) 証明書の写し
- 3 鑑識課長は、申請者又はその代理人に対し証明書を交付した後、速やかに当該申請者に係る第7の1の記録若しくは資料を抹消し、又は廃棄するものとする。

(別記様式 一部省略)

犯罪経歴証明書発給申請書
(Application Form for Certificate of Criminal Record)

香川県警察本部長 殿

私は、下記の目的のため、私の指紋を添えて犯罪経歴証書を申請します。

I apply for a certificate of criminal record for the reason stated below.

I'll submit a digital record of my fingerprints or a sheet with my fingerprints on it.

注意：楷書(欧文は活字体)で記入して下さい。

NOTE: Please fill out blanks in BLOCK LETTERS.

申請日(西暦) Date of application	(year)	(month)	(day)	
	年	月	日	
氏名 (戸籍の氏名のつづり) Name	漢字	(姓) (名)		
	ローマ字 Alphabet	(Family) (First) (Middle)		
生年月日 Date of birth	(year)	(month)	(day)	性別 Sex
	年	月	日	男(M) ・ 女(F)
国籍等 Nationality				本籍地 Domicile
	都道府県			
現住所 Current address				
旅券番号 Passport number				
申請目的 Reason for application				
提出先 Country(area) to which the certificate will be submitted				
連絡先(Contact address & Telephone number)				
住所 Address				
電話番号 Telephone number				

注1 恩赦を受けている場合は、特赦状、復権状等を添えて申し出てください。

Note If a pardon has been granted, please produce a writ concerning the pardon.

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

申 立 書

(Statement)

香川県警察本部長 殿

私は、犯罪経歴証明書の発給申請に当たり、本来は住居地等を管轄する警察本部に赴き申請を行うべきところですが、下記の理由により、貴警察本部において犯罪経歴証明書の申請を行いたく、下記のとおり申し立てます。

Under normal circumstances, on requesting the certificate of criminal record, I have to go to and apply for it with the police headquarters which has jurisdiction over my dwelling place.

Because of the reasons mentioned below, I would like to file for requesting the certificate of criminal record with your police headquarters.

申立日(西暦) The date of statement	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">(year)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">(month)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">(day)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	(year)	(month)	(day)	年	月	日
(year)	(month)	(day)					
年	月	日					
氏名 (戸籍の氏名のつづり) Name	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">漢字</td> <td style="padding-left: 5px;">(姓)</td> <td style="padding-left: 100px;">(名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">Alphabet</td> <td style="padding-left: 5px;">(Family)</td> <td style="padding-left: 100px;">(First) (Middle)</td> </tr> </table>	漢字	(姓)	(名)	Alphabet	(Family)	(First) (Middle)
漢字	(姓)	(名)					
Alphabet	(Family)	(First) (Middle)					
生年月日 Date of birth	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">(year)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">(month)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">(day)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	(year)	(month)	(day)	年	月	日
(year)	(month)	(day)					
年	月	日					
現住所 Current address	(Blank space for address)						
理由 Reason	(Blank space with horizontal lines for reason)						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

犯罪経歴証明書

Certificate of Criminal Record

氏名
Name

性別
Sex

生年月日
Date of birth

国籍等
Nationality

旅券番号
Passport No.

提出先 関係機関御中
Information released to : The Competent Authorities of

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば記載すべき犯罪経歴は認められない。
This is to certify that according to the fingerprint files currently maintained by the National Police Agency of Japan, the person mentioned above does not have any applicable criminal record as of the time of issuance of this certificate.

Je soussigné, certifie par la présente que, après avoir effectué des recherches dans le registre des empreintes digitales conservé par l'Agence de la Police Nationale japonaise, la personne mentionnée ci-dessus n'a aucun antécédent criminel à la date à laquelle ce certificat est établi.

Durch dieses Zeugnis, ausgestellt vom Nationalen Polizeiamt Japan, wird bescheinigt, dass für die oben erwähnte Person bis zum Datum der Ausstellung des Zeugnisses in Japan kein früherer Strafregistereintrag im Fingerabdruckregister des Nationalen Polizeiamts Japan besteht.

El presente certifica que la persona arriba mencionada no tiene ningún antecedente criminal aplicable en el Japón hasta la fecha de la expedición de este certificado, según los archivos de sus huellas digitales que conservan la Agencia Nacional de Policía del Japón.

発行日（西暦） 年 月 日
Date of issue (. ,)

香川県警察本部長
階級 氏名

印

Chief of Kagawa Prefectural Police Headquarters

犯罪経歴証明書

Certificate of Criminal Record

氏名

Name

性別

Sex

生年月日

Date of birth

国籍等

Nationality

旅券番号

Passport No.

提出先

関係機関御中

Information released to : The Competent Authorities of

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば下記のとおり犯罪経歴を有する。
This is to certify that according to the fingerprint files currently maintained by the National Police Agency of Japan, the person mentioned above has the following criminal record as of the time of issuance of this certificate.

Je soussigné, certifie par la présente que, après avoir effectué des recherches dans le registre des empreintes digitales conservé par l'Agence de la Police Nationale japonaise, la personne mentionnée ci-dessus a un antécédent criminel décrit ci-après à la date à laquelle ce certificat est établi.

Durch dieses Zeugnis, ausgestellt vom Nationalen Polizeiamt Japan, wird bescheinigt, dass für die oben genannte Person bis zum Datum der Ausstellung des Zeugnisses in Japan der folgende Strafregistereintrag im Fingerabdruckregister des Nationalen Polizeiamts Japan besteht.

El presente certifica que la persona arriba mencionada tiene los siguientes antecedentes criminales en Japón hasta la fecha de la expedición de este certificado, según los archivos de sus huellas digitales que conservan la Agencia Nacional de Policía del Japón.

言渡年月日 Date of judgment	罪名 Offense	刑 Penalty

発行日（西暦）

Date of issue

年 月 日

(. ,)

香川県警察本部長

階級 氏名

印

Chief of Kagawa Prefectural Police Headquarters

再 発 給 依 頼 書

(Request for the reissuance of the certificate)

香川県警察本部長 殿

私は、貴警察本部において犯罪経歴証明書の発給申請を行い、証明書の交付を受けましたが、下記の理由により、犯罪経歴証明書の再発給を依頼します。

I have requested the certificate of criminal record with you and received it.

Because of the reasons mentioned below, I request for the reissuance of my certificate of criminal record.

再発給依頼日(西暦) The date of requesting the reissuance	(year) (month) (day) 年 月 日
申請日(西暦) Date of application	(year) (month) (day) 年 月 日
氏 名 (戸籍の氏名のつづり) Name	漢 字 (姓) (名) ----- Alphabet (Family) (First) (Middle)
生年月日 Date of birth	(year) (month) (day) 年 月 日
現住所 Current address	
理 由 Reasons	1 有効期限切れ (out of the term of validity) 2 破損 (break) 3 紛失・盗難 (loss/ property stolen) 4 その他 (others) ()
経 緯 The background	----- ----- ----- ----- ----- -----

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。